

四万十市中小企業者物価高騰対策デジタル化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市中小企業者物価高騰対策デジタル化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 物価高騰の影響を受けている市内事業者等に対し、デジタルツールを活用して生産性の向上を行うことで、将来にわたり継続的に業務の成長及び発展に取り組む際に必要となる経費の一部を補助することにより、持続的な事業運営や成長拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第2次産業及び第3次産業 別表第1に掲げる業種をいう。

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、第2次産業及び第3次産業に属する中小企業者及び個人事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。ただし、宗教及び政治を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から交付対象として不適当と認められる事業者を除く。

(1) 市内に営業等の本拠を有する事業者

(2) 令和6年3月31日以前に開業している事業者

(3) 市税を滞納していない事業者

(補助対象事業等)

第5条 この補助金の補助対象事業、補助対象経費及び補助率等は、別表2に定めるところとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な資料を添え、市長に申請しなければならない。

2 1年度以内における申請回数は、1業者につき1回までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(変更承認等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額が増額するとき。

(2) 補助金額の20パーセントを超えて減額するとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合等、軽微な変更を除く。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、

補助金変更決定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告等）

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助金中止・廃止申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、第1項の規定による補助金実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者

に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第14条 補助事業者は、規則第19条の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜き）を超える施設財産、機械及び器具等（次項において「施設財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第9号）を備え管理しなければならない。

4 補助事業者は、取得財産等があるときは、第11条第1項に規定する補助金実績報告書に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

（事業効果の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度に事業完了後の効果等について市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、市長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（グリーン購入）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、四万十市グリーン購入基本方針に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の公開）

第17条 補助事業及び補助事業者に関して、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開項目以外の項目

は、原則として公開するものとする。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第7条第2項、第13条から第15条まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業
	建設業
	製造業
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業
	情報通信業
	運輸業、郵便業
	卸売業、小売業
	金融業、保険業
	不動産業、物品賃貸業
	学術研究、専門・技術サービス業
	宿泊業、飲食サービス業
	生活関連サービス業、娯楽業
	教育、学習支援業
	医療、福祉
	複合サービス事業
	サービス業（他に分類されないもの）
	公務（他に分類されるものを除く）
	分類不能の産業

別表2（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
デジタル技術等の活用により、業務の効率化や生産性向上を図ることを目的としてソフトウェア等を新たに導入する事業	ソフトウェア購入費、ハードウェア購入費、使用料、報償費、リース費、システム作成委託費、その他市長が必要と認める経費	3分の2以内	50万円

備考1 交付する補助金については、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は、補助対象期間内にかかった経費とする。

3 次に掲げる事項に該当する経費は、補助対象外とする。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 補助事業に直接関係ない又は関連性が不明確な経費